

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

告示

- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 一
- 沿岸漁業改善資金に係る償還金の収納事務の委託 (農林水産経営支援課) 一
- 指定管理者の指定 (水産業基盤整備課) 一
- 都市計画決定の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 一
- 土地改良区役員の就任の届出(二件) (東部地方振興事務所) 二
- 教育委員会
教育委員会 (東部地方振興事務所) 二
- 教育委員会定例会の開催 二

告示

- 宮城県告示第二百八十四号
障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。
平成二十三年四月十二日

宮城県知事 村井嘉浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一〇七〇〇二二五	A and Youの丘 名取市那智が丘一 五・二二二	児童デイサービス	一般社団法人 悠優会	平成二十三年 四月一日

○宮城県告示第二百八十五号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、沿岸漁業改善

資金に係る償還金の収納事務を平成二十三年四月一日次のとおり委託した。

平成二十三年四月十二日

宮城県知事 村井嘉浩

一 委託の相手方

石巻市開成一番二十七

宮城県漁業協同組合

二 委託期間

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

○宮城県告示第二百八十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり

指定管理者を指定した。

平成二十三年四月十二日

宮城県知事 村井嘉浩

一 公の施設の名称

閉上漁港の指定施設(ヨット専用保管施設、レジャー用小型船舶保管施設、倉庫及びクレーン)

及び研修室

二 指定した団体の名称及び所在地

宮城県漁業協同組合

石巻市開成一番二十七

三 指定期間

平成二十三年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

○宮城県告示第二百八十七号

大衡村から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。
平成二十三年四月十二日

宮城県知事 村井嘉浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画地区計画

2 名称 ときわ台団地地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第二百八十八号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、登米市東和町土地改良区役員の就任について、次のとおり届出があった。
 平成二十三年四月十二日

宮城県東部地方振興事務所
 所長 戸 村 俊 幸
 就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十三年三月十八日	大槻 克郎	登米市登米町寺池鉄砲町八十三番地	理事

○宮城県告示第二百八十九号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、登米市東和町土地改良区役員の就任について、次のとおり届出があった。
 平成二十三年四月十二日

宮城県東部地方振興事務所
 所長 戸 村 俊 幸
 就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十三年三月三十日	佐藤 一志	登米市東和町米谷字滝の沢五十七番地	理事

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第六号
 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十三条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。
 なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。
 平成二十三年四月十二日

宮城県教育委員会
 委員長 大 村 虔 一

- 一 日 時 平成二十三年四月十九日 午後一時三十分
- 二 場 所 教育委員会会議室
- 三 傍聴者の定員 十二人
- 四 傍聴手続
 - 1 傍聴希望の受付は、会議開会十五分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。
 - 2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。
 - 五 問い合わせ先
 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
 宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二・二二一・三六一一）